

## 大阪公立大学工業高等専門学校産学連携推進会会則

### (設置)

第1条 大阪公立大学工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、産学連携推進会（以下「本会」という。）を置く。

### (目的)

第2条 本会は、本校を核に産学連携による技術向上等に関する人的及び情報交流の促進など地域技術支援等に資することを目的とする。

### (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次のような事業を行う。

- (1) 企業セミナー、教員との情報交換会、大阪公立大学ものづくりイノベーション研究所と連携した産学官交流技術フォーラムなど
- (2) 企業によるインターンシップ・就職求人説明会の支援、卒業生に対するリカレント教育支援（再就職支援など）
- (3) 企業現場で求められる人材育成支援のための ICT 活用講座、ロボット体験講座など、本校の実験装置や施設を活用した研修会など
- (4) その他、本会の目的を達成するに相応しいと考えられる事業

### (会員)

第4条 本会は本会の趣旨に賛同する団体、法人及び個人会員をもって組織する。

### (構成)

第5条 本会は次に掲げる者をもって組織する。

- 一 校長
- 二 地域連携テクノセンター長
- 三 校長が指名する者
- 四 会員

### (役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 1名
- 三 会計監事 1名

### (会長)

第7条 会長は校長をもって充てる。

### (副会長)

第8条 副会長は地域連携テクノセンター長をもって充てる。

(会計監事)

第9条 会計監事は、総会において会員のうちから選出する。

(役員の職務)

第10条 会長は本会を代表し、本会の業務を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 会計監事は本会の会計を監査する。

(運営会議)

第11条 本会に運営会議を置き、運営会議は適宜開催する。

2 運営会議は、事業計画案など運営の基本方針に関わることを審議する。

3 運営会議は次に掲げる者をもって組織する。

一 会長

二 副会長

三 その他会長が必用と認める者（幹事等）

(総会)

第12条 総会は年1回開催し会長が議長となる。ただし、会長が必要と認めたときは臨時に開催することができる。

2 総会では、当該年度の事業報告、決算報告、次年度の事業計画、予算を報告するとともに、講演会等を実施する。

(経費)

第13条 本会の運営は、寄附金その他の収入をもって充てる。

2 寄附金は法人1口2万円、個人1口5千円とし、毎年8月初日から翌年7月末日の事業期間分（以下「事業期間分」という。）として、毎年原則7月末日までに教育研究奨励寄附金として納入するものとする。

3 但し、4月初日から7月末日の間に、初めて教育研究奨励寄附金を支払い入会した会員は、同年の事業期間分の寄附を併せて行ったとみなす。

(入会・退会)

第14条 本会への入会は、教育研究奨励寄附金の納入をもって入会とする。

2 本会からの退会は、会員から退会する旨の申出があった場合、又は毎年7月までに教育研究奨励寄附金の納入がない場合とする。

(事務)

第15条 本会に関する事務は地域連携テクノセンターにおいて処理する。

(雑則)

第16条 本会則に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則

本会則は平成31年4月1日から施行する。

附則

本会則は平成31年8月1日から施行する。

附則

本会則は令和2年4月1日から施行する。

附則

本会則は令和2年6月23日から施行する。

附則

本会則は令和4年4月1日から施行する。